

全員協議会資料

市立病院の未利用地の活用及び腎臓内科の設置について

平成 26 年 2 月 17 日
市 立 病 院

1 未利用地の活用

(1) 目的

当院敷地内の未利用地を活用し、経営改善に資することを目的とする。

(2) 内容

当初、庭園の整備を予定していた建物の南側にある未利用地 3,580 m²を有料で貸し付け、民間法人による高齢者向け住宅・施設等介護関係施設を誘致しようとするものである。

① 期待できる効果

- ・ 収入の確保 鑑定評価額 月額 783,000 円（年額 9,396,000 円）
- ・ 患者の増加
- ・ 地域包括ケアシステム構築への貢献
- ・ 環境の整備

② 業者選定方法

公募型プロポーザルにより募集し、最も優れた提案者と契約する。

③ 主な貸付条件

- ・ 高齢者向け住宅・施設等介護関係施設の整備及び事業を実施すること。
- ・ 定期借地権を設定した貸付とし、貸付期間は 10 年以上 50 年以下とすること。
- ・ 貸付料は、覚書の締結日から 1 年間は無料、2 年目は 2 分の 1 とし、3 年目から全額とする。
- ・ 市立病院の利用者及び職員も利用できる食堂を設置すること。
- ・ 契約保証金は、契約貸付料の 12 か月分以上とする。

④ 応募資格

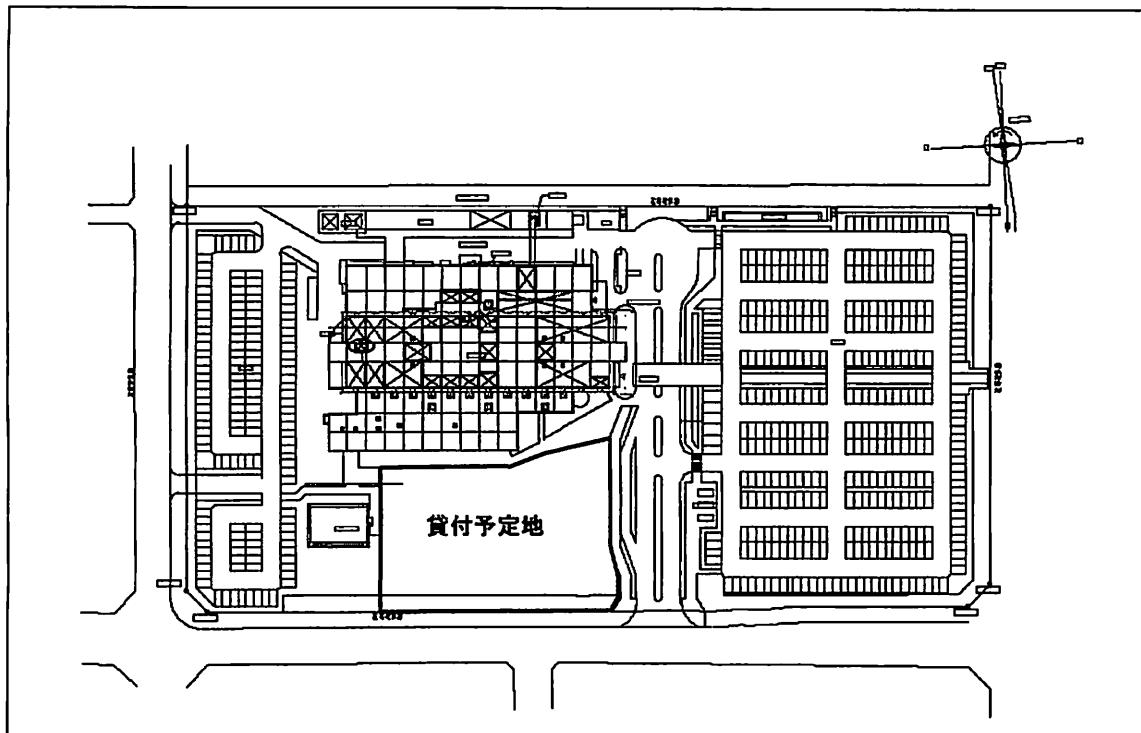
- ・ 貸付土地を一括して借り受けることができる者であること。
- ・ 法人等（株式会社、社会福祉法人等）であること。
- ・ グループでの応募も可とする。

(3) スケジュール

区 分	年 月 日
全員協議会での説明	平成 26 年 2 月 17 日（月）
募集要項の配布・公表	平成 26 年 2 月下旬～4 月下旬
応募予定者説明会	平成 26 年 3 月下旬
応募書類の受付	平成 26 年 4 月上旬～4 月下旬
第 1 次選考	平成 26 年 5 月上旬
第 2 次選考	平成 26 年 5 月下旬
契約予定法人の決定	平成 26 年 5 月下旬
覚書の締結	平成 26 年 6 月中旬

公正証書による契約は、覚書の締結後準備が整い次第速やかに締結するものである。

(4) 位置図



2 腎臓内科の設置

腎臓内科医 1人から当院勤務の内諾を得ることができたことから、新たに腎臓内科を設置しようとするものである。

また、このことにより、盛岡市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例 44 号）の一部を改正する。

(1) 改正後の診療科

内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科（新規）、小児科（休診）、外科、整形外科、皮膚科、産婦人科（休診）、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、精神科、歯科の 18 科

(2) 条例施行日

規則で定める日